

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 〒110-8614  
東京都台東区東上野3-19-6  
事業者名 東京地下鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小坂 彰洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター	【令和6年度整備】 【日比谷線】茅場町駅、【東西線】南砂町駅、【副都心線】池袋駅	計画通り実施
ホームドア整備	【東西線】茅場町駅、浦安駅、南行徳駅	計画通り実施
段差・隙間解消	【日比谷線】北千住駅、中目黒駅、【東西線】茅場町駅、浦安駅、南行徳駅	半) 副) 渋谷駅、南) 目黒駅については、東急協議の遅れにより2025年度へ完成年度変更。3駅以外は計画通り実施

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイヤ乱れ等運行情報のお知らせについて旅客案内装置を使用した文字等による情報提供の継続実施</li> <li>駅構内のアナウンス内容をお客様のスマートフォンに文字表示できる多言語アナウンスサービス「みえるアナウンス」を継続実施</li> <li>聴覚障がい者への筆談器具によるご案内の継続実施</li> </ul>	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「見守る目」の強化  アプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「声かけ・サポート」運動の実施</li> <li>・各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成</li> <li>・ホームドア設置工事中における開固定状態の駅での音声案内装置及び警備員の増配置</li> <li>・飯田橋駅構内における法政大学と連携した学生ボランティア（見守り、ご案内等）の実施</li> <li>・「お客様ご案内用アプリ（社員用）」を活用したご案内の実施</li> </ul>	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	駅構内のバリアフリー移動経路、ホームと車両床面の段差・隙間及び車いす対応トイレ等に関する情報を分かりやすくお届けするWebサービス「スムーズメトロ」での情報提供	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修・教育関係	全駅社員を対象としたバリアフリー研修を定期的実施 全駅社員のサービス介助士資格取得	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動	ホームと車両床面の段差・隙間縮小の整備状況に関する情報公開	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

計画通り実施
--------

(3) 報告書の公表方法

・ホームページによる公表 ( <a href="https://www.tokyometro.jp/safety/barrierfree/index.html">https://www.tokyometro.jp/safety/barrierfree/index.html</a> )
--

(4) その他

--







移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 〒110-8614  
東京都台東区東上野3-19-6  
事業者名 東京地下鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小坂 彰洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	